［項を削る。］

［略］　［略］

別表第四（第十八条関係）

所管少年鑑別所	分所の名称	位置
札幌少年鑑別所	函館少年鑑別支所	函館市
仙台少年鑑別所	盛岡少年鑑別支所	盛岡市
福岡少年鑑別所	小倉少年鑑別支所	北九州市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二表

改正後

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［略］	［略］
沖縄少年院	糸満市

別表第二（第八条関係）

所管少年院	分院の名称	位置
［略］	［略］	［略］
沖縄少年院	沖縄女子学園	糸満市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

盛岡少年鑑別所　盛岡市

［同上］　［同上］

別表第四（第十八条関係）

所管少年鑑別所	分所の名称	位置
［項を加える。］		
［項を加える。］		
福岡少年鑑別所	小倉少年鑑別支所	北九州市

改正前

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［同上］	［同上］
沖縄少年院	沖縄市

別表第二（第八条関係）

所管少年院	分院の名称	位置
［同上］	［同上］	［同上］
沖縄少年院	沖縄女子学園	沖縄市

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、同年七月一日から施行する。

○法務省令第十号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十七条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。